

特別徴収義務者の事務手続

1 納税義務者への通知書交付

特別徴収税額の通知書（納税義務者用）を切り離して御本人にお渡しください。退職その他の事由により渡せない場合は、後部に綴り込んであります「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」と一緒に至急御返送ください。

2 徴収及び納入

毎月給与支払の際、各人からその月割額を徴収し、原則として翌月10日まで（ただし、10日が休祝日のときはその翌日まで、土曜日のときは翌々日まで。）に納入してください。（徴収は、6月分から翌年5月分までの12か月です。ただし、年税額が均等割額以下の場合は、6月分のみです。）

3 納期の特例

給与の支払を受ける人が常時10人未満である事業所等に限り、町長に「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を提出し、承認を受けたときは、6月～11月に徴収した税額を12月10日までに、12月～翌年5月に徴収した税額を翌年6月10日までにまとめて納入することができます。ただし、納期限が土日祝日のときは、これらの日の翌日が期限となります。

この制度は、事業所が納入する納期の特例であり、各納税者からは毎月給与の支払の際に月割額を徴収してください。

○納期の特例に関するお問合せは、**税務課取納係**まで

4 納入方法

共通納税システム又は金融機関窓口で納入してください。

- 共通納税システム（^{エルタックス}eLTAX）
簡単・便利な電子納税を推進しています。

- ・手数料0円
※電子証明書の取得に別途費用が掛かる場合があります。
- ・金融機関窓口等へのお出掛け不要
- ・全地方公共団体へ一括で納税できる
- ・ダイレクト納付ができる（インターネットバンキング契約不要）

詳しくは eLTAX のホームページを御覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

- 納入場所

取扱金融機関は、町ホームページを御覧ください。

5 ゆうちょ銀行（郵便局）を利用される場合

東京・神奈川・千葉・埼玉・茨城・栃木・群馬・山梨以外の店舗（局）を利用される場合は、その店舗（局）を当町の取扱金融機関として指定する必要がありますので、後部に綴り込みの『ゆうちょ銀行（郵便局）指定依頼書』を当町宛てに提出してください。

なお、前年度利用した店舗（局）は、本年度も引き続き御利用いただけますので、改めて「ゆうちょ銀行（郵便局）指定依頼書」を提出する必要はありません。

6 納入書取扱上の注意

特別徴収税額を通知する際、納入書に税額を印刷して送付いたします。年度を通じて事業所の税額に変更がない場合は、何も記入せずそのまま納入してください。ただし、途中で特別徴収税額が変更になる場合には右の例のように納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に変更後の金額を記入してください。

納入済通知書の金額欄はO.C.R(光学文字読み取り装置)により数字を読み取らせますので、次の点に御留意の上、取扱いくさるようお願いいたします。

- (1)筆記用具……手書文字を読み取るために筆記用具は市販されている黒ボールペンを使用してください。
- (2)数字の止め印…納入済通知書の記載に当たっては、金額の頭に止め印(例、¥・金・印かん)を入れないでください。
- (3)取扱上の注意…納入通知書は汚損、ホッチキス止め等をしないように取り扱ってください。
- (4)記入数字……納入通知書は機械に読み取らせますので、数字ははっきり、丁寧に御記入ください。
また、字体については下記の字体を参照してください。

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 ……………手書き字体例

※ 当町では、特別徴収義務者が独自に作成する納入通知書の使用が多いため、前年度の使用実績により、納入通知書の送付を省略させていただくことがあります。御理解の上、御了承いただきますようお願いいたします。
なお、納入通知書が必要な場合は、御連絡ください。

7 延滞金について(税法改正等により変更になる場合があります。)

- (1)納期限を過ぎると、延滞金が加算されます。納期限の翌日から1月を経過するまでの期間はその日数に応じ、納付すべき税額(1,000円未満の端数があるときはその端数を、納付額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。)に年7.3%(地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合(平均貸付割合に年1%を加算した割合)の適用がある年中においては、年7.3%に満たない場合には延滞金特例基準割合に1%加算した割合で、当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には年7.3%の割合)で計算した延滞金が加算され、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6%(地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合の適用がある年中においては、延滞金特例基準割合が7.3%に満たない場合には延滞金特例基準割合に7.3%加算した割合)の割合で計算した延滞金が加算されます。ただし、延滞金の額が1,000円未満のときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。
- (2)納期限までに税金を完納しないため、督促状を受け、かつ、それを発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係わる徴収金(本税及び延滞金)を完納しないときは、滞納処分を受けることがあります。

神奈川県大磯町				個人町民税 個人県民税		納入済通知書			
市区町村コード		口座番号		加入者名					
1	4	3	4	1	3	00230-5-960066		大磯町会計管理者	
年		月		日		納入金額(1)		円	
						260,300			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (分を含む)		千		百		十	
				7		4		0	
				1		6		2	
				8		0		0	
				1		6		2	
				8		0		0	
				2		3		6	
				8		0		0	
納期限		督促手数料							
取りまとめ店		ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター (〒224-8794)		(2)合計額		2		3	
						6		8	
						0		0	
領収目付印		(特別徴収義務者)〒255-0004 住所又は所在地 大磯町東小磯○○○番地		氏名又は名称 △△△株式会社		納		金	
大磯町									

(受付店→取りまとめ店→町) 上記のとおり通知します。 (主管課保管)

変更するときは
かならず抹消する。
 変更後の金額を
記入する。
 退職所得分の徴収
分を記入する。
 金額に変更がなけ
れば何も記入しな
い。